

神戸市水道局契約事務要綱

平成18年12月25日管理者決定

最終改正 令和6年4月1日

(市長決定等の準用)

第1条 神戸市水道局の契約事務に関し必要な事項については、神戸市水道局契約規程(昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号)、その他水道事業管理者(以下「管理者」という。)が定めるもののほか、市長の例による。

(指名停止等)

第2条 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づき行財政局長が行った指名停止その他の措置は、神戸市水道局の契約事務において管理者が行ったものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(要綱等の廃止)

2 神戸市水道局請負審査会に関する要綱(昭和40年8月管理者決定)、神戸市水道局請負審査会に関する要綱細目(昭和40年9月管理者決定)、神戸市水道局工事請負条件付一般競争入札試行要綱(平成5年12月管理者決定)、神戸市水道局公募型指名競争入札試行要綱(平成5年12月管理者決定)、神戸市水道局工事指名基準要綱(平成6年6月管理者決定)、神戸市水道局指名停止基準要綱(平成6年6月管理者決定)、神戸市水道局物品購入及び製造その他請負等指名基準要綱(平成6年11月管理者決定)、神戸市水道局物品調達等条件付一般競争入札試行要綱(平成6年11月11日管理者決定)及び神戸市水道局競争入札共同企業体運用基準要綱(平成6年11月管理者決定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。